

論文投稿査読システム運用に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、論文投稿査読システム（以下「本システム」という）の運用管理について必要な事項を定めるものとする。

(運用・管理・保守)

第2条 本システムの運用は、編修会議のもと、各部門編修委員会の責任において行う。管理および保守については、編修会議が業者を選定して契約を結び、委託するものとする。

(経費)

第3条 本システムの運用に要する費用は、以下の各号に定めるところによる。

1. 本システムの導入費用および平成 21 年度までの保守費用は、電気学会の繰越収支より支出し、平成 22 年度以降の保守費用は本部の予算から支出する。
2. 通常の運用・管理・保守の範囲を超える費用が発生した際は、本システム全体に関わる費用の場合は本部の予算から支出し、部門固有の場合は当該部門が負担する。

(利用の取消しおよび制限)

第4条 編修会議議長は、利用者が電気学会の規程および本システムに関する各要領に定める事項に違反した場合、当該部門編修委員会と協議の上、その利用を取消し、または制限することができる。

(ログの記録)

第5条 保守管理業者は管理および保守に必要な範囲で本システムのログを解析することができるが、基本的にその情報を開示しない。ただし、編修会議および各部門編修委員会が必要を認めた場合は、その限りではない。

(システムの停止)

第6条 編修会議議長は以下の各号に該当する事態が発生した場合、本システムを部分的あるいは全面的に停止することができる。

1. 電気学会が定める規程等に反する行為があった場合
2. 本システムの保守作業が発生する場合
3. その他、編修会議議長がその必要を認めた場合

(データの保存)

第7条 本システムに登録されたデータは、電気学会文書保存管理規程細目（総務・規程 1-6）に基づき、三年間保存する。

(付 則)

1. 本申し合わせは平成 20 年 1 月 18 日、編修会議において承認制定。
2. 本申し合わせは平成 20 年 1 月 18 日より施行。
3. 本申し合わせは平成 22 年 1 月 18 日、編修会議において改定。
4. 本申し合わせは平成 22 年 1 月 18 日より施行。